

# 【令和5年度 介護保険料（本徴収）のお知らせ】



65歳以上の方（第1号被保険者）の保険料の基準額は、これまでの介護保険サービスの給付実績や今後のサービス利用量等の推計を基に、令和3年度から3か年の高齢者福祉計画・介護保険事業計画を策定し、設定しています。また、被保険者一人ひとりの保険料額は、被保険者本人の所得などに応じて所得段階を9段階に設定しています。

納付方法等については、裏面をご覧ください。

**介護保険料基準月額：5,400円**

所得段階	対象者	割合	年額（月額）
第1段階	・生活保護受給の方、または町民税が世帯全員非課税で、被保険者本人が老齢福祉年金受給の方 ・町民税が世帯全員非課税で、被保険者本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方	0.30	19,440円 (1,620円)
第2段階	町民税が世帯全員非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の方	0.50	32,400円 (2,700円)
第3段階	町民税が世帯全員非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の方	0.70	45,360円 (3,780円)
第4段階	被保険者本人の町民税が非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の方 (同じ世帯に課税者がいる方)	0.90	58,320円 (4,860円)
第5段階 (基準額)	被保険者本人の町民税が非課税で、合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の方 (同じ世帯に課税者がいる方)	1.00	64,800円 (5,400円)
第6段階	被保険者本人の町民税が課税され、合計所得金額が120万円未満の方	1.20	77,760円 (6,480円)
第7段階	被保険者本人の町民税が課税され、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	1.30	84,240円 (7,020円)
第8段階	被保険者本人の町民税が課税され、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	1.50	97,200円 (8,100円)
第9段階	被保険者本人の町民税が課税され、合計所得金額が320万円以上の方	1.70	110,160円 (9,180円)

※合計所得金額：事業や給与、年金などの収入からそれぞれ必要経費（給与の場合は給与所得控除額、公的年金の場合は公的年金等控除額）を差し引いた所得額の合計をいいます。土地の売却収入など、譲渡所得に係る特別控除額は合計所得金額から控除されます。合計所得金額に給与所得又は公的年金に係る雑所得が含まれている場合は、給与所得金額及び公的年金等所得額の合計額から10万円を差し引いた額になります。

※第1段階から第5段階の合計所得金額は、公的年金に係る雑所得を差し引いた額になります。

※課税年金収入額：市町村民税の課税対象となる年金（障害年金、遺族年金等の非課税年金以外の年金収入）で、公的年金等控除額を差し引く前の金額（受給額）をいいます。

※世帯員の状況は、保険料の算定基準日となる年度初日（4月1日）のものになります。4月2日以降に他市町村から転入した場合や、65歳に到達したことにより第1号被保険者の資格を取得した場合には、資格取得日現在の世帯員の状況となります。

※所得段階が第1段階から第3段階までの割合及び保険料額については、保険料軽減制度を適用した後の金額です。

# 【令和5年度 介護保険料（本徴収）について】

## 普通徴収（納付書、口座振替）の方

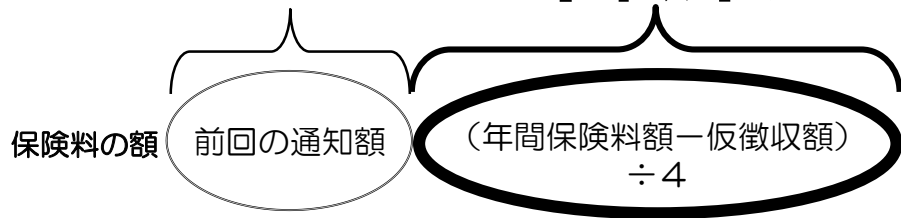
各種年金の受給額が年額 **18万円未満**の方、  
 年度の途中で65歳になった方や利府町に転入した方、  
 所得段階が変更になり、保険料額が変わった方など

### ●保険料の賦課の方法

本徴収では前年中の所得などをもとに年間の保険料を  
 確定し、仮徴収分を差し引いた金額を8月・10月・  
 12月・翌年2月の4回に振り分けて賦課します。

仮徴収

本徴収



納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
年金受給月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月

## 特別徴収（年金から天引き）の方

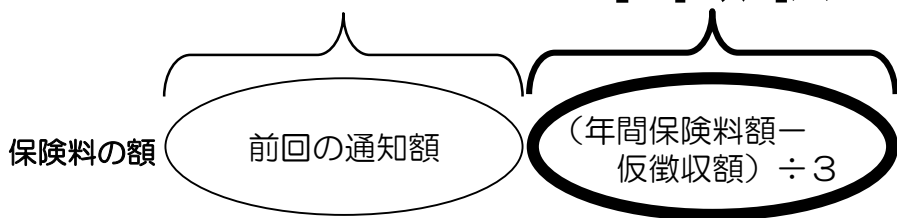
各種年金の受給額が年額 **18万円以上**の方  
 ※各種年金の受給額が年額 **18万円以上**であっても普通  
 徴収になる場合があります。

### ●保険料の賦課の方法

本徴収では前年中の所得などをもとに年間の保険料を  
 確定し、仮徴収分を差し引いた金額を10月・12月・  
 翌年2月の3回に振り分けて賦課します。

仮徴収

本徴収



納期	1期	2期	3期	4期	5期	6期
年金受給月	4月	6月	8月	10月	12月	翌年2月

介護保険料の通知書は、前回の仮徴収（4月送付）と**今回の本徴収の2回に分けての送付となります。**

※4月以降に65歳になった方や3月末以降に転入した方は、今回の本徴収1回のみ送付となります。

## 介護保険料が普通徴収の方へ

今後、年金からの天引き（特別徴収）となる場合は事前に通知いたしますので、それまでの間は、お手数ですが納付書または口座振替での納付になります。口座振替の申し込みは、金融機関へ申込書をご提出ください。（申込書は金融機関、役場税務課に設置しています。）

また、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、スマートフォンでの決済も可能です。

### 【使用できるアプリ】

FamiPay、LINE Pay、PayPay、PayB、au PAY、楽天銀行コンビニ支払サービス、d払い

### 【お問い合わせ先(電話番号)】

保険料に関すること………税務課 町民税係  
 022-767-2117  
 納付に関すること………税務課 収納整理係  
 022-767-2172  
 資格・給付に関すること…地域福祉課 介護福祉係  
 022-767-2198